

取扱技術基準等調査会における審議事項について

1. 本調査会の審議事項

本調査会は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 に基づき、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準の調査審議を行う。具体的には、毒物及び劇物に関する以下の事項について調査審議を行い、それぞれ政省令又は局長通知において基準を策定している。

- ・ 運搬容器及び運搬方法に関する基準
- ・ 貯蔵に関する構造・設備等の基準
- ・ 運搬事故時における応急措置に関する基準
- ・ 廃棄の方法に関する基準

2. これまでの基準策定の経過

昭和 52 年～60 年

…貯蔵に関する構造・設備等の基準の策定及び改正

昭和 52 年～平成 7 年

…運搬事故時における応急措置に関する基準の策定及び改正

平成 3 年～8 年

…廃棄の方法に関する基準の策定

平成 14 年～平成 16 年

…運搬容器及び運搬方法に関する基準の改正

本調査会は、直近では平成 16 年 1 月に開催され、

- ①毒物劇物の長距離にわたる運搬時における運転要員確保の基準に関して、
運転距離に基づく基準から運転時間に基づく基準に改めること
- ②毒物劇物の運搬容器として、国際海事機関が定めた国際海上危険物輸送規定に適合するタンクビークルを国内で受け入れること

について審議を行っている。

参照条文：毒物及び劇物取締法（抄）

第 23 条の 2

厚生労働大臣は、第 16 条第 1 項、別表第 1 第 28 号、別表第 2 第 94 号及び別表第 3 第 10 号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならない。ただし、薬事・食品衛生審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

第 16 条

保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。